

ネパール連邦民主共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ネパール語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 嘱託書 (管轄裁判所あて—ネパール語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ネパール語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要		必要
V 期間※	4箇月		先例なし

(注) ネパール王国当時は領事送達が行われた事例もありましたが、その後、ネパール王国政府よりいずれの方法によっても送達はできない旨の回答があったため、裁判文書を送達する方法はありませんでした。ネパール連邦民主共和国への国名変更後、送達実施が可能であるかどうかの確認は取れていませんので、同国への送達を実施する際は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係までお問い合わせください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。